

## 専門的事項に係る調査

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2の規定に基づき、次のとおり調査をさせる。

平成29年9月4日提出

### 寝屋川市議会議員

|   |   |    |
|---|---|----|
| 中 | 川 | 健  |
| 村 | 上 | 順一 |
| 北 | 川 | 光昭 |
| 中 | 林 | 和江 |
| 松 | 本 | 順一 |

### 1 調査をさせる事項

- (1) 議員報酬及び議員期末手当に関する事。
- (2) 議員の定数に関する事。
- (3) 政務活動費の額に関する事。

### 2 調査をさせる期間

調査を求める日から調査が終了する日まで  
ただし、閉会中も継続して調査をさせる。

### 3 調査をさせる者（次に掲げる者の合議による調査をさせる。）

- (1) 駒林良則（立命館大学法学部教授）
- (2) 土山希美枝（龍谷大学政策学部教授）
- (3) 名取良太（関西大学総合情報学部教授）
- (4) 西宮啓介（税理士）
- (5) 丹羽功（近畿大学法学部教授）

調査をさせる者に対しては、執行機関の附属機関の委員等に対し支給する報酬の例により、謝金を支払う。

#### 4 調査の結果の提出方法

書面により報告を行うものとする。